

次期栃木県資源循環推進計画の策定に係る検討の方向性について

資料 3

現 状	課 題	課題解決に向けた方向性
<p>1 ライフサイクル全体での資源循環の推進 ライフサイクル全体での資源循環の推進のため、県民及び排出事業者に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るとともに、プラスチックをはじめとした再生利用に向けた取組を促進し、最終処分量の削減に取り組んでいる。</p> <p>(数値目標) ・県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 → ◎ ・県内の産業による生産額(実質)1億円当たりの産業廃棄物の排出量 → ◎ ・県内で排出された一般廃棄物の最終処分量 → × ・県内で排出された産業廃棄物の最終処分量 → ◎</p>	<p>【一般廃棄物】 ・可燃ごみ(家庭ごみ)中への資源物や食品ロス等の混入 ・リチウムイオン電池等の混入による火災発生事例の増加</p> <p>【産業廃棄物】 ・排出時点での更なる分別徹底等 ・最終処分量低減に向け、サーキュラーエコノミー移行への要となる高度リサイクル施設の不足 ・製造業者(動脈産業)とリサイクル業者(静脈産業)間の情報共有不足</p>	<p>【一般廃棄物】 ・市町における分別回収の促進 ・紙ごみ、容器包装・製品プラスチック等の再資源化の促進 ・市町におけるごみ処理有料化の促進 ・使い捨てプラスチックの使用削減 ・食品ロス削減意識の醸成 ・リチウムイオン電池等の分別周知及び徹底</p> <p>【産業廃棄物】 ・排出事業者向け講習会の開催や分別メリットの普及啓発などを通じた発生抑制の意識向上 ・高度リサイクル施設の立地促進 ・動静脈連携の促進</p>
<p>2 資源循環としての適正処理の推進 廃棄物の適正処理に向けた環境整備を進めるとともに、不適正処理に対する効果的な対策に取り組んでいるが、不法投棄件数の撲滅には至っていないなど、更なる取組が必要。</p> <p>(数値目標) ・本県から優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数 → × ・県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数 → ×</p>	<p>・優良認定制度について、認定メリットが十分に周知されていないこと等から認定申請が少ない。 ・パトロールや監視カメラの設置、不法投棄110番の開設、関係団体等との連携などにより対応しているが、監視の目をくぐり抜けた悪質な不法投棄が後をたたない。 ・ヤード(保管場)における不適正な処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染等の発生のおそれ ・処理期限後のPCB廃棄物の適正な管理及び処理</p>	<p>・優良認定制度の普及啓発 ・関係機関との迅速な情報共有及び連携した監視活動等による不法投棄対策の継続 ・法改正の議論の動向等を踏まえ、不適正ヤードへの指導及び県内事業者へPCB廃棄物に係る指導及び普及啓発の推進</p>

◎:すでに目標達成済 / ○:R7までに目標達成見込 / ×:R7までに目標達成が困難

次期栃木県資源循環推進計画の策定に係る検討の方向性について

現 状	課 題	課題解決に向けた方向性
<p>3 資源循環推進体制の確保 リサイクル施設の理解促進事業や市町担当者等を対象とした研修会等を実施するなど、廃プラスチック等の廃棄物の循環利用促進に取り組んでいる。 また、非常災害時において、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、市町等、関係団体、処理業者等と連携した情報伝達訓練を実施するなど体制整備に取り組んでいる。</p> <p>(数値目標) ・県内で排出された一般廃棄物の再生利用率 → × ・県内で排出された産業廃棄物の再生利用率 → × ・県内に新設される焼却施設における熱回収設備の導入率 → ◎ ・大規模災害等に備えた事業継続計画(BCP)の策定市町数 → ×</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物、産業廃棄物いずれも再生利用率が低位で推移しており、なかでも産業廃棄物プラスチックの再生利用率が減少傾向。 ・太陽光パネルについて、2030年代後半以降その排出量が顕著に増加すると予想され、再資源化を進める必要。 ・「発災時の対応」「平時の備えの対応」の双方が非常に重要であるが、自治体のノウハウ不足 ・市町の災害廃棄物処理体制については、水害を想定した災害廃棄物処理計画及びBCPあるいはそれに類する計画未策定の市町がある。 <p>・持続可能な適正処理に向けたごみ処理の広域化・集約化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町における分別回収の促進 ・プラスチック資源の再生利用の取組強化（動静脈連携の促進、再生材の利用促進） ・産業団地等における高度リサイクル(広域回収、高度分別、脱炭素化)施設の立地促進 ・市町向け研修会の開催 ・法改正の議論の動向等を踏まえ、市町の災害廃棄物処理計画見直し(水害への対応等)への支援のほか、BCP未策定市町における課題の把握及び非常時優先業務を継続・復旧するための計画等策定に向けた働きかけ ・引き続き有事に備えた体制の整備 <p>・ごみ処理広域化・集約化に向けた取組促進</p>
<p>4 廃棄物・リサイクル産業の振興 廃棄物処理施設等に対する県民等の理解を促進するとともに、必要な処理施設の確保等を通じて、廃棄物リサイクル産業の振興に取り組んでいる。</p> <p>(数値目標) ・県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数 → ◎ ・「とちの環エコ製品」の認定件数 → ◎</p> <p>◎:すでに目標達成済 / ○:R7までに目標達成見込 / ×:R7までに目標達成が困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における再生資源需要が少ない(情報がない) ・リサイクル施設のイメージが県民に不透明 ・立地に係る受入環境が不十分 <p>・リサイクル製品の更なる需要創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動静脈連携の促進 ・リサイクル施設の必要性や事業内容に係る県民理解促進 ・県及び市町の産業団地関係課等との情報交換 <p>・リサイクル製品の需要創出に向けた取組促進</p>

⇒生活環境の保全と公衆衛生の向上が大前提のもと、循環経済への移行に向けた施策に取り組んでいく。